

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年11月10日（木）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和4年度第8回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分から午後2時45分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (3) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (4) 報告第2号 許可不要転用届出について(農地法第5条制限除外)

### 2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員(1人)

7番 東 慶子

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	6番 相馬 和幸	7番 高木 浩義
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員(1人)

5番 原 正輝

### 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第8回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。  
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。  
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。  
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>  
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。  
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。  
  
会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
議事録署名人に2番 上田委員、8番 大竹委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。  
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。  
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。  
それでは、議案書の2ページをご覧ください。  
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字東原8番 外2筆

地目：畑

面積：3, 233㎡

申請理由については、親子間贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を10月31日（月）に実施しています。  
お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、  
お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回売買される農地は既に譲受人が現に耕作している農地であり、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して麦・大豆を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は22,479㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断し

ます。  
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆4番委員 議案第1号の番号1について、4番委員が説明します。  
申請者は町内在住で、大豆等を中心に営農をされております。申請地については現在既に麦・大豆の作付けをされており、今後も同様の作付で耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案書の同じく2ページをご覧ください。  
議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字中原2942番1 外11筆

地目：田・畑

面積：11,887㎡

申請理由については、親子間贈与による所有権移転であります。

この議案につきましても、現地調査を10月31日(月)に実施しています。  
お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P11をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条(赤ラベル)の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、現在既に譲受人が耕作されている農地であり、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は米・麦・大豆を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は27,285.59㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番委員

議案第1号の番号2について、8番委員が説明します。

申請者は菊陽町で米・麦・大豆を作付されている農業者であり、現在農業委員も務められ、地元遊休農地の解消にも力を入れておられます。今後も継続して耕作され、農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号の番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

それでは、議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号 番号3を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：沖野1丁目5666番295

地目：畑

面積：163㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を10月31日(月)に実施しています。  
お手元に配布しています「現地調査写真」のP12～P15をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、  
お手元に配布しております調査書の農地法第3条(赤ラベル)の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回売買される農地は面積が小さいため農業委員会を通した利用権設定はされていないものの、既に今回の譲受人が耕作されている農地であり、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して甘藷を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は菊陽町内だけで5,042㎡を耕作することになり、他の市町村でも耕作されていることから下限面積の条件を満たしております。(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。  
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明及び意見を申し上げます。

◆5番委員 議案第1号の番号3について、5番委員が説明します。  
申請者は菊池市在住の兼業農家で、本農地西側にある■■■■■■■■■■の事業者です。現に事業地の残地として本農地の管理をされており昨年甘藷の作付けをされています。今後も継続して耕作され、農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

◆9番委員 コスモスが生えていますか？  
掘ってあるように見えますが。

■事務局 一部コスモスが生えていますが、手前の掘ってあるのは甘藷でした。  
そのから向こう側まで甘藷が作付けされていました。  
今年は甘藷のできが良いとのことでした。

◎議長 他にありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号 番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に関連がありますので、議案第1号の番号4を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案書は同じく3ページをご覧ください。  
議案第1号 番号4を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：津久礼字鶴中1297番

地目：田

面積：7,709㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を10月31日(月)に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP16～P19をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条(赤ラベル)の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、譲受人は菊陽町の農業従事者であり、既に本農地の耕作もされています。そのため農地の権利取得後も、効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は水稻を作付けされるとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は28,333㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

◆3番委員

議案第1号の番号4について、3番委員が説明します。

申請者は菊陽町在住の農業従事者であり、今回の申請地でも既に水稻の作付けをされています。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 4 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって議案第 1 号 番号 4 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として  
意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和 4 年 10 月 31 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書の P 4 から P 9 をご覧ください。

利用権設定が 6 件です。

所有権移転が 3 件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者及びそれに準じる農業者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

■事務局

補足です。申請番号 2 については、10 月に認定農業者になりました。

◎議長

ありがとうございます。

では、議案第2号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP10、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第2号について、議案書のP11、別紙報告のP4からP5をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時45分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年11月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人